X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の ― 部 改 正

		〔改	正〕				〔現 行〕						
	第1章~	第14章 (略)						第1章~第	14章 (略)				
料金	脸表(略)						料金表(略)						
	長1~別表7 長8 国際ア□ 2以外のも0	ウトローミングに係る外国の	電気通信事業	皆			別表	1 〜別表 7 8 国際アウ 2 以外のもの	(略) トローミングに係る外国の電気	気通信事業者			
地域	事業者名		利用できる。 ング利用料の ジタル通信・ グに係る電気 ものを除きる	の区分(通語 モードにより 気通信回線/	話モード又(り国際アウ へ着信する)	は64kb/sデ トローミン 通信に係る	地	或	事業者名	利用できる。 ング利用料(ジタル通信: グに係る電: ものを除き	の区分(通詞 モードにより 気通信回線/	話モード又(リ国際アウ へ着信する)	は64kb/sデ トローミン
			通話モード		パケット 通信モー ド					通話モード		パケット 通信モー ド	
南・北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南・北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アメリ	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アメリ	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
力地方		Teleguam Holdings, LLC	(略)	(略)	(略)	(略)	力 地 方		Pulse Mobile LLC	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地 方	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地方	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
									Mahanagar Telephone Ni gam Limited	5	_	<u>A</u> ◆●	<u>O</u>

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		True Move H Universal Communication Co., Ltd	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MobiFone Corporation	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					III	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略) (略)		(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Real Future Company Li mited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vietnam Mobile Telecom Services	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア也方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-	1	İ	İ			

パ						
地方	ジョージア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel-Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
/ # ±	<u> </u>	<u>l</u>	I.	l	<u> </u>	l

備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間にお いて提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用し てそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ 地方			(略)		
アジア地方			(略)		

パ						
地方	グルジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備者	<u> </u>		•	•		

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間にお いて提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用し てそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ 地方			(略)		
アジア地方			(略)		

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、ウスペキスタン共和(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、ガーンジー(7)、カプロス共和国(7)、グリア共和国(7)、ボーンジャ共和国(7)、カプロス共和国(7)、クロアチア共和国(7)、ボーンジャー(7)、サンマリノ共和国(7)、クロアチア共和国(7)、コンボ共和国(7)、カウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、ドンマーク王国(7)、アルウェー王国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7)、ドレクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、アンボリー(7)、アルガリア共和国(7)、アーコはピナ(7)、アランス共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マルカリー(7)、ボルトガル共和国(7)、マルカニア・ベラルーシ共和国(7)、マルギー王国(7)、ボルトガル共和国(7)、マルタナカン市国(7)、ボーランド共和国(7)、マボーランド共和国(7)、マアクティブ)、マトだし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)、
アフリカ地方	(略)

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アアンドラ公国(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アルスドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、アルスでオースタン共和国(7)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、ガーンジー(7)、カザリス共和国(7)、ボリシャ共和国(7)、ボーンジー(7)、キプロス共和国(7)、グルジア(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、グリーンランド(7)、グルジア(7)、クロアチア共和国(7)、スイス連邦(7)、ただし、OnAirSwitzer land Sarl の利用は6)、スロバキア共和国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、ただしAeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、バチカン市国(7)、アランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、スラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボルトガル共和国(7)、スラルーシ共和国(7)、マルタエコビア(7)、ポーランド共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マルタリー・ドニア旧コーゴスラビア共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マルタリー・ドボリー・アン・ファクタスの国(7)、モナコ公国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)、
アフリカ地方	(略)

別表 9 (略)

附 則(平成27年4月28日経企第195号) この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。 別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の ― 部 改 正

	第1章~第	到4章 (略)						第1章~第1	4章 (略)						
料金	≿表(略)						料金表	₹(略)							
	₹1〜別表 8 ₹9 国際アウ 2以外のもの	ァトローミングに係る外国の 電	55.通信事業	当			別表 1 〜別表 8 (略) 別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの								
地域	ξ.	事業者名	利用できる。 ング利用料の ジタル通信 グに係る電気 ものを除きる	の区分(通記 Eードにより 気通信回線へ	舌モード又に リ国際アウ へ着信するご	は64kb/sデ トローミン	地填	艾	事業者名	ング利用料 ジタル通信	の区分(通記 モードにより 気通信回線へ	舌モード又()国際アウ \着信する?	アウトローミ 又は64kb/sデ ウトローミン る通信に係る プ		
			通話モード		パケット 通信モー ド					通話モード		通信モー			
南 · 北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南北	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アメリ	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アメリ	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
力地方		Teleguam Holdings, LLC	(略)	(略)	(略)	(略)	カ 地 方		Pulse Mobile LLC	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
地 方	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	力 方	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
									Mahanagar Telephone Ni	5	_	A ◆●	<u>.</u>		

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		True Move H Universal Communication Co., Ltd	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MobiFone Corporation	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					III	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略) (略)		(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Real Future Company Li mited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vietnam Mobile Telecom Services	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア也方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-	1	İ	İ			

パ						
地方	ジョージア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel-Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
/±± -	 					

備考

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間にお いて提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用し てそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ 地方			(略)		
アジア地方			(略)		

パ						
7.地方	グルジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備老						

1~2 (略)

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間にお いて提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用し てそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取	扱	地	域	
南・北アメリカ 地方			(略)		
アジア地方			(略)		

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf. の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アノレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、ウスペキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーンジー(7)、カザフスタン共和国(7)、ガーンジー(7)、カザフスタン共和国(7)、ガーンジー(7)、カザフスタン共和国(7)、ガーンジー(7)、カザフスタン共和国(7)、ガーンジー(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、サンマリノ共和国(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、アナコスタン(5)、トルコ共和国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、アルカリスに対し、アリー・諸島(7)、フランス共和国(7)、ボスニア・ヘルツェーー諸島(7)、フランス共和国(7)、ボル共和国(7)、マルチカン市国(7)、ベルギー王国(7)、ボルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボーランド共和国(7)、マアィフ)、ボーランド共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、マレテンシュタン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)、
アフリカ地方	(略)

ヨーロッパ地方 アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る 利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾ レス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、ア ンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキ スタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王 国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オース トリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、 カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシ ャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、グルジ ア(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共 和国(7)、ジャージー(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzer |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |A| | |Aスペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア 共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェ コ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トル クメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、 バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、 フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、 ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェ ゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケ ドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ 共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、 マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ (7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュ タイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロ シア(7) アフリカ地方 (略)

(略)

別表10 (略)

附 則(平成27年4月28日経企第195号) この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。 別表10 (略)

オセアニア地方

国際電話サービス契約約款の一部改正

[改正]	〔現 行〕
第1章~第8章 (略)	第1章~第8章 (略)
料金表	料金表
通則 1~18 (略) (注)(略)	通則 1~18 (略) (注)(略)
第1表~第2表 (略)	第1表~第2表 (略)
削表 (略)	別表(略)
1 通話モードに係るもの	1 通話モードに係るもの
通話先区分 取 扱 地 域	通話先区分 取 扱 域
南 · (略) IL P	南 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ア ス フ の の で で で で で で で で で で で で で	
ア ジ ア (略) 也 方	ア ジ ア 地 方
オ セ ア (略) ニ ア 地 た	オ セ ア ニ ア 地 方
コ ヨーロッパ 1 アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャ 国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和 コ ンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキ 共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド 「国)、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オースト	ン共和 ヨ ヨーロッパ 1 アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、ア

地方		和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国取扱学に見た。カーショージアとは、カーンがは、カー、ジャージー、スペイン、スペインはカー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カー、カーが、カーが			
アフリカ地方	(略)	(略)			
	ー ンマルサット移 地球局	(略)			
特	定衛星携帯電話	(略)			
船	舶/航空機等	(略)			
	備考 セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の「 取扱いを中止します。				

2 (略)

附 則(平成27年4 月28日経企第195 号) この改正規定は、平成27年5 月1日から実施します。

地方		和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グルジアスターア共和国、カナリア諸島、和国、グリーンランド、グルジアスターの一般のでは、大力のでは、大力のでは、大力のいりのでは、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいか、大力のいかのでは、大力のいかのいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのでは、大力のいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかのいかの
アフリカ地方	(略)	(略)
インマルサット移動地球局		(略)
特定衛星携帯電話		(略)
船舶/航空機等		(略)
備者	-	

でイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、 取扱いを中止します。

2 (略)

Ⅰ P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の ― 部 改 正

[改正]	〔現 行〕
第 1 章~第10章 (略)	第 1 章~第10章 (略)
第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第39条~第41条 (略)	第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第39条~第41条 (略)
 (工事費等の支払義務) 第42条 契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2~3 (略) 4 特定FTTH事業者の契約約款に規定するIP通信網サービスの転用により、新たに当社とIP通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(特定FTTH事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、そのIP通信網サービスの転用に係るIP通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。 	 (工事費等の支払義務) 第42条 契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その諾承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条におい「て「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその支工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2~3 (略) 4 特定FTTH事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款に規定するIP通信網サービスの転用により、新たに当社とIP通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(特定FTTH事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、そのIP通信網サービスの転用に係るIP通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。
第43条 (略)	第43条 (略)
第3節~第5節 (略)	第3節~第5節 (略)
第12章~第15章 (略)	第12章~第15章 (略)
附 則(平成27年4月28日経企第 195号) この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。	